

参考資料② .. 用語解説

あ行■ **空家等対策計画**

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている適切な管理が行われていない空き家について、今後の空き家対策に必要な施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画のこと。

■ **アクセス**

目的地までの交通手段。また、交通の利便性のこと。

■ **医療圏**

地域の実情に応じた医療体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位のこと。

日常生活に密着した保健医療を提供する一次医療圏、疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する二次医療圏、先進的な技術を必要とする特殊な医療に対応する三次医療圏がある。

■ **医療拠点**

市の内外から容易にアクセスすることが可能であり、高次の医療サービスを受けることができる拠点のこと。

■ **インフラ**

インフラストラクチャーの略で、道路や上下水道施設など産業や生活の基盤となる施設のこと。

か行■ **街区**

住居表示に関する法律第2条第1項に定める「街区」のこと。

市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域を示す。

■ **開発行為**

都市計画法第4条第12項に定める「開発行為」のこと。

主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用途で使用する目的で行う土地の区画形質の変更を意味する。

■ **家屋倒壊等氾濫想定区域**

洪水浸水想定区域図作成マニュアルに定める「家屋倒壊等氾濫想定区域」のこと。一定規模以上の雨が降った場合に、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい河岸浸食や氾濫流が発生することが想定される区域を示す。

■ **急傾斜地崩壊危険区域**

急傾斜地法第3条に定める「急傾斜地崩壊危険区域」のこと。

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を都道府県知事が指定する。

■ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に

関する法律

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、かつ民生の安定と国土の保全とに資することを目的として、昭和44年（1969年）に制定された法律のこと。

■ 共助

自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

■ 居住機能

都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能のこと。

■ 居住誘導区域

都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「居住誘導区域」のこと。

立地適正化計画において定める区域で、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、都市の居住者の居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域を示す。

■ 拠点

都市機能（商業、業務、居住、文化、福祉、行政等）が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人々が到達可能な場所のこと。

■ 景観計画

長い年月をかけて形づくられたこれらの景観を次の世代へ引継ぎ、そして自らが誇れるまちの実現に向け、市民一人ひとりが景観に対して共通の認識をもち、将来を見据えた取組みの方針を定める計画のこと。

■ 建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、かつ公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和25年（1950年）に制定された法律のこと。

■ 広域拠点

定住自立圏の中心地として高次な都市機能が整備されているだけでなく、すべての日常生活サービスを徒歩や自転車で利用することができる拠点のこと。

■ 公共交通

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関のこと。

■ 公共交通軸

拠点間を結び都市の連携を促進させる軸。基幹公共交通軸を含む。

■ 公共交通利用圏

鉄道駅中心から半径1km圏及びバス路線から半径500m圏に加えて、将来解消が見込まれる公共交通空白地（用途地域内かつ公共交通沿線地域に囲われる公共交通空白地）を含めた公共交通の利用が便利な圏域のこと。

■ 公共施設等総合管理計画

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることをふまえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新や統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画のこと。

■ **洪水浸水想定区域**

水防法第14条に定める「洪水浸水想定区域」のこと。

区域と想定される水深、浸水継続時間などが公表されており、〈計画規模(L1)〉河川整備において基本となる降雨量で、年超過確率1/100程度(10~100年に1回)の雨量、〈想定最大規模(L2)〉想定しうる最大規模の降雨量で、年超過確率1/1,000程度(1000年に1回)の雨量等がある。

■ **交通結節点**

徒歩、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所のこと。

一般的には、鉄道駅やバスターミナルを示す。

■ **国立社会保障・人口問題研究所**

厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。

人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

日本の将来推計人口の予測も行っており、立地適正化計画を作成する際の将来人口については、この研究所の推計値を採用することとされている。

■ **コンパクトシティ**

都市の中心部やその周辺の生活利便性の高い地域に社会基盤の集中投資を行い、行政・商業施設や住宅などさまざまな機能が集積した持続可能な都市構造のこと。

■ **コンパクト・プラス・ネットワーク**

国土交通省が提唱するまちづくりの考え方で、人口減少・高齢化が進む中でも、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めること。

■ **市街化区域**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。

同法第7条第2項では、具体的には、既に市街地を形成している区域（既成市街地）及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）のこととされている。

同法第13条では、市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。（同法第13条）

■ **市街化調整区域**

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。

同法第7条第3項では、市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る場所として開発や建築が制限されている区域のこととされている。

■ **地すべり等防止法**

地すべり及び山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及び山の崩壊を防止し、かつ国土の保全と民生の安定に資することを目的として、昭和33年（1958年）に制定された法律のこと。

■ **集約型都市構造**

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市のこと。

■ **準都市計画区域**

積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為がすでに行われているため、土地利用の整序又は環境の保全を行い、今以上の開発を抑制する区域。

た行

■ 少子高齢化

国・地域で、出生率の低下による少子化と平均寿命の増大が同時に進行し、人口に占める高齢者の割合が上昇していく（高齢化）状況のこと。

■ 人口集中地区（DID）

Densely Inhabited Districtの略称で、国勢調査の統計データに基づいて、一定の基準により定めた都市的地域のこと。

人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の国勢調査における基本単位数などが互いに隣接して、合計人口が5,000人以上となる区域を示す。

■ 水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮などの水害を警戒し、防御し、被害の軽減を図ることを目的として、昭和24年（1949年）に制定された法律のこと。

■ ストック

蓄え、資産のこと。
道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。

■ 生活拠点

広域拠点へのアクセスが容易であり、日常生活に必要な都市機能を利用することができる拠点のこと。

■ 生活利便施設

日常生活を行うにあたって必要となる店舗や金融・診療所などの施設のこと。

■ 製造業

原材料などを加工することによって製品を生産・提供する産業形態のこと。
重工業から軽工業までと幅が広い。

■ 大規模集客施設

都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、などの公共公益施設のこと。

■ 地域福祉計画

中津市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める計画のこと。

■ 津波災害警戒区域

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

■ 津波災害特別警戒区域

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域のこと。

■ 津波防災地域づくりに関する法律

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、平成23年（2011年）に制定された法律のこと。

■ 定住自立圏構想

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地域に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく施策のこと。

■ 低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称のこと。

「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが挙げられ、「低利用地」としては、暫定的に利用されている資材置場や青空駐車場などが挙げられる。

■ 特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害の防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成15年（2003年）に制定された法律のこと。

■ 都市機能

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能のこと。

■ 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第81条第2項第3号に定める「都市機能誘導区域」のこと。立地適正化計画において定める区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域となる。

医療・福祉・商業等の都市機能を当該区域に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

■ 都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動）を支える基幹的な施設のこと。

■ 都市計画運用指針

都市計画制度の企画・立案に責任を有する国が、各制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示す、都市計画制度全般に関する指針のこと。

■ 都市計画区域

都市計画法第5条に定める「都市計画区域」のこと。

健康で文化的な都市生活と機械的な都市活動を確保していくまちづくりを効率的に行うために、都市を一体的かつ総合的に整備や開発、保全することが必要な区域で、都市計画法に基づいて知事が定める。

中津市は、市街化区域、市街化調整区域がない「非線引き区域」の都市計画区域である。

■ 都市計画道路

都市計画において定められた都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊道路の4種類に分類される道路のこと。

■ 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条第2項に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。通常「都市計画マスタープラン」と称される。

都市づくりの将来ビジョンを確立し、個別の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿を明示したうえで、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする。

■ 都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条第2項に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。

通常「都市計画区域マスタープラン」と称される。

人口、人やモノの動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定める。

■ 都市構造

道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもののこと。

■ 都市再生特別措置法

急速な社会経済情勢の変化に都市が対応していくため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定め、都市計画の特例や都市再生整備計画に基づく事業等に対する交付金の交付等、特別な措置を講じることで、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、平成14年（2002年）に制定された法律のこと。

■ 都市施設

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために基礎となる施設の総称で、道路、公園、下水道、処理施設などのこと。

■ 都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用な空間が時間的・空間的にランダムに発生する現象のこと。

都市のスポンジ化の進行は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招くおそれがある。

■ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。

危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

■ 土砂災害警戒区域等における

土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的として、平成12年（2000年）に制定された法律のこと。

■ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

な行

■ 農業振興地域

農業の振興を総合的に図る地域として、市が策定する「農業振興地域整備計画」に基づき指定された地域のこと。

■ 農業振興地域の整備に関する法律

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、昭和44年（1969年）に制定された日本の法律のこと。

は行

■ ハザード

危険または危険の要因のこと。
本計画では、自然災害の潜在的危険性を示す。

■ ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものこと。
予測される災害の拡大範囲及び被害の程度、避難経路、避難場所などの情報が図示される。

■ パブリックコメント

行政が計画を策定する前に、あらかじめ計画の原案を市民に公表し、市民の意見募集を行い、寄せられた意見を反映または考慮して、最終的な計画づくりを行う一連の手続きのこと。

■ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のこと。

■ 防災指針

都市再生特別措置法第81条第2項第5号に定める「防災指針」のこと。
居住誘導区域では住宅の、都市機能誘導区域では誘導施設の、立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針となる。

■ PDCAサイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

や行

■ 誘導施設（都市機能増進施設）

都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき居住者の利便性向上のために必要な施設のこと。
都市機能増進施設の別称で、都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に寄与する施設のこと。

■ 用途地域

都市計画法第8条第1号に定める「用途地域」のこと。

都市機能の維持増進や住環境の保全などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて定める。

■ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。

ら行

■ リスク

ハザード（本計画では自然災害の潜在的危険性のこと）が原因となり生じる恐れがある被害の大きさや発生確率のこと。

■ 立地適正化計画

居住や医療・福祉・商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるため、都市全体を見渡して市町村が作成できるようになった計画のこと。

中津市立地適正化計画

令和5年3月31日 策定

令和5年4月1日 施行

中津市 建設部 まちづくり推進課

〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地 3

TEL:0979-22-1111

FAX:0979-24-7522